

改 正	昭和五四年 三月三〇日規則第二八号	平成一二年 三月二八日規則第一二号
	平成一七年 九月二七日規則第一六九号	平成二〇年 八月二九日規則第七八号
	平成二三年 四月一五日規則第四〇号	平成二五年 三月二九日規則第二五号
	平成二七年 三月三一日規則第三〇号	平成二八年 三月二九日規則第三七号

埼玉県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

埼玉県自然環境保全条例施行規則

(県自然環境保全地域の最低面積等)

第一条 埼玉県自然環境保全条例(昭和四十九年埼玉県条例第四号。以下「条例」という。)第十四条第一項第一号の規則で定める面積は、百ヘクタールとする。

2 条例第十四条第一項第二号の規則で定める面積は、十ヘクタールとする。

3 条例第十四条第一項第三号及び第四号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

4 条例第十四条第一項第五号の規則で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹令が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は一ヘクタールとする。

(県自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第二条 条例第十四条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 県自然環境保全地域の名称

二 県自然環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域

三 県自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第十五条第四項において準用する条例第十四条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 保全計画の決定又は変更の案の概要

二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第三条 知事は、条例第十四条第六項(同条第八項及び第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の日の三週間前までに行うものとする。

第四条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第五条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第六条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第七条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見をきこうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 議長は、公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第八条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第九条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(県自然環境保全地域における保全のための施設)

第十条 条例第十六条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- 二 排水施設及び廃棄物処理施設
- 三 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設
- 四 給餌(じ)施設及び養殖施設

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

第十一条 削除

〔平成一二年規則一二号〕

(特別地区内における行為の許可申請書)

第十二条 条例第十七条第四項の規定による許可の申請は、様式第一号の特別地区内行為許可申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

(特別地区内の行為の許可基準)

第十三条 条例第十七条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号の定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ 仮設の工作物(ハに掲げるものを除く。)

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げるものを除く。)

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備

(ロ) 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設

(ハ) 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設(樹林帯を除く。)

(ニ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(ホ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)

(ヘ) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設

(ト) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下「道路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(チ) 道路を管理するための建築物

(リ) 鉄道、軌道又は索道

(ヌ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所

である建築物

- (ル) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第五項に規定する航空保安施設
 - (ロ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
 - (ハ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)
 - (カ) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第十八号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)
 - (コ) 教育又は試験研究を行うための工作物
 - (ク) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号) 第三条第八項に規定する水道施設
 - (ケ) 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号) 第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
 - (コ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
 - (セ) 宗教法人法(昭和三十二年法律第七十九号) 第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和二十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
 - (ネ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
 - (ヘ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)
 - (ニ) 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号) 第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物及び埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号) 第五条の規定により指定された有形文化財又は同条例第三十一条の規定により指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
 - (ム) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十二年法律第七十九号) 第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
 - (エ) (イ)から(ニ)まで、(ヘ)、(リ)又は(ル)から(ソ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
 - (ノ) 条例第十七条第四項の規定による許可を受けた行為(条例第二十二条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物(以下このニにおいて「普通建築物」という。)
- (1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
 - (一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地
 - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
 - (三) 現に存する建築物の敷地である土地
 - (四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)
 - (2) 当該普通建築物の高さが十メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
 - (一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
 - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除去した普通建築物の建替えのために行われる場合
 - (三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
 - (3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号) 第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が二百平方メートル(当該新築

が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(4) 当該新築の方法並びに新築後の普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 前号ハに掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物を増築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 第一号ハに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該増築後の工作物の高さが十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

ロ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 当該特別地区が本来の生育地でない植物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十三 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

一部改正〔平成一二年規則一二号・一七年一六九号・二三年四〇号・二五年二五号・二七年三〇号・二八年三七号〕

(非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書)

第十四条 条例第十七条第七項の規定による届出は様式第二号の特別地区内非常災害応急措置届出書を、同条第九項の規定による届出は様式第三号の特別地区内既着手行為届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第十七条第七項の規定による届出の場合にあつては第十二条第二項第一号に掲げる図面を、条例第十七条第九項の規定による届出の場合にあつては第十二条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十五条 条例第十七条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

二 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

三 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

五 道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

六 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。次号において同じ。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

九 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成二三年規則四〇号・二七年三〇号〕

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第十六条 条例第十七条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - ハ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標を設置すること。
 - ニ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
 - ホ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
 - ヘ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
 - ト 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
 - チ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
 - リ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
 - ヌ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
 - ル 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ヲ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
 - ワ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
 - カ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
 - ヨ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において（イ）から（ハ）まで又は（チ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）
 - （イ） 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
 - （ロ） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの
 - （ハ） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - （ニ） 旗ざおその他これに類するもの
 - （ホ） 門、塀、給水設備又は消火設備
 - （ヘ） 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備
 - （ト） 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
 - （チ） 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
 - タ 条例第十七条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第二十二条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
 - レ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- 二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
 - イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地

の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

五 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ハ 森林の保有のために下刈りし、つる切りし、枝打ちし、又は間伐すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

ヘ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

七 木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

リ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第四項第八号の知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つことであつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

（イ） 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

- (ロ) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
- ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ハ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ニ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ヘ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- ト 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
- チ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ロ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ハ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ホ 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ヘ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
- ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (イ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (ロ) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(ヘ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ニ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ホ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為及び埼玉県文化財保護条例第五条の規定により指定された有形文化財又は同条例第三十一条の規定により指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

ヘ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下この号において「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

ト 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

チ 工作物の修繕のための行為

十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第十七条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの若しくは条例第十七条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

一部改正 〔平成一二年規則一二号・一七年一六九号・二三年四〇号・二五年二五号〕

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十七条 条例第十八条第三項第四号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第十八条 条例第十八条第三項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十六条第一号、第五号ロからホまで又は第十二号イからホまで、ト若しくはチに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ロにあつては、工作物を新築することを除く。）

二 条例第十七条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為

四 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正 〔平成一二年規則一二号・二三年四〇号〕

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

第十九条 条例第十八条第三項第六号の規定による許可の申請は、様式第四号の野生動植物捕獲等許

可申請書を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、位置図及び捕獲し、又は採取する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

(普通地区内における行為の届出書)

第二十条 条例第十九条第一項の規定による届出は、様式第五号の普通地区内行為届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第十二条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第十九条第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況、行為施行者の住所及び氏名、行為の完了予定日並びに関係法令による手続の状況とする。

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

(工作物の基準)

第二十一条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル
- 二 道路 幅員二メートル
- 三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル
- 四 ダム 高さ二十メートル
- 五 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル
- 六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十二条 条例第十九条第六項第三号の規則で定める行為は、第十五条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十三条 条例第十九条第六項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - イ 第十六条第一号に掲げるもの（同号ヲ、ヨ及びタに掲げるものを除く。）
 - ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。
 - ハ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。
 - ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）
 - ホ 条例第十九条第一項の規定による届出（条例第二十二条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第十九条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの
 - イ 第十三条第四号ロからニまでに掲げるもの
 - ロ 第二十一条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
 - ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
 - イ 第十三条第五号ロからホまでに掲げるもの
 - ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを越

える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートルを超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ニ) 宅地を造成すること。

(ホ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(ヘ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

ロ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ハ 第十六条第十二号ハからチまでに掲げる行為（同号ホに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成二三年規則四〇号〕

（自然保護取締員の資格及び権限）

第二十四条 条例第二十条第二項に規定する自然保護取締員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 通算して三年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した後、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有していると認められる者

2 条例第二十条第二項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第十七条第四項、第十八条第三項及び第十九条第一項の規定に違反する行為並びに同条第二項に規定する処分に違反する行為について、その中止を命じ、又は条例第十七条第四項第三号及び第五号から第十二号まで並びに第十九条第一項第三号及び第五号の規定に違反する行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

一部改正〔平成二三年規則四〇号〕

（証明書の様式）

第二十五条 条例第二十条第三項、第二十一条第二項又は第二十五条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第六号、様式第七号又は様式第八号のとおりとする。

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

（許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第二十六条 条例第十七条第四項若しくは第十八条第三項第六号の規定による許可を受けた行為又は

条例第十九条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十二条第二項、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十七条第四項若しくは第十八条第三項第六号の規定による許可の申請又は条例第十七条第九項若しくは第十九条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

一部改正〔平成一二年規則一二号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十九年七月一日から施行する。

（埼玉県自然保護条例施行規則の廃止）

2 埼玉県自然保護条例施行規則（昭和四十七年埼玉県規則第二十二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項に規定する規則第三条、第四条、第五条及び第六条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（昭和五十四年三月三十日規則第二十八号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日規則第十二号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県自然環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年九月二十七日規則第百六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十三年四月十五日規則第四十号）

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県自然環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第十二号イの改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第三十号）

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、第十三条第一号ハ（ハ）及び第十五条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第三十七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第1号

（第12条関係）

一部改正〔昭和54年規則28号・平成12年12号・20年78号・23年40号〕

様式第2号

（第14条関係）

一部改正〔昭和54年規則28号・平成12年12号・20年78号・23年40号〕

様式第3号

（第14条関係）

一部改正〔昭和54年規則28号・平成12年12号・20年78号・23年40号〕

様式第4号

(第19条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成12年12号・20年78号・23年40号〕

様式第5号

(第20条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・平成12年12号・20年78号・23年40号〕

様式第6号

(第25条関係)

一部改正〔平成12年規則12号・23年40号〕

様式第7号

(第25条関係)

一部改正〔平成12年規則12号〕

様式第8号

(第25条関係)

一部改正〔平成12年規則12号〕